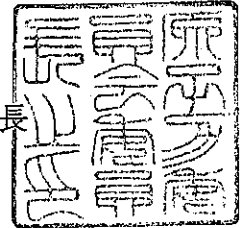


府政科技第840号

平成24年12月18日

原子力規制委員会 殿

原子力委員会委員長



平成25年度原子力関係経費の見積りについて（諮問）

原子力委員会設置法第2条第3号に基づき、別添の「平成25年度原子力関係経費の見積りについて」を決定するにあたり、その内容に原子力利用における安全の確保に関係がある事項が含まれるため、原子力委員会設置法第26条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。



原規総収第 121219001 号  
平成 24 年 12 月 20 日

原子力委員会委員長 殿

原子力規制委員会



平成 25 年度原子力関係経費の見積りについて（答申）

平成 24 年 12 月 18 日付けで原子力委員会設置法第 26 条第 2 項に基づき意見を求められた件について、下記のとおり意見を述べます。

記

平成 24 年 12 月 18 日付で意見を求められた件については、原子力規制委員会発足前の平成 24 年 7 月 10 日に原子力委員会にて決定された「平成 25 年度原子力関係経費の見積りに関する基本方針」に則って関係府省の概算要求がなされているか整理・評価したものであり、これ自体について特段の意見はない。